

◎ 人事院規則一―六〇 新旧対照表

○ 人事院規則一―〇 (規則の法的根拠) 新旧対照表 (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されたものである。</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>二十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 (平成二十五年法律第七十八号)</p>	<p>規則は、次に掲げる法律（これらの法律を改正する法律を含む。）に従つて制定されたものである。</p> <p>一〇十九 (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 人事院規則一一一（規則の分類） 新旧対照表（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則は、次のように分類する。</p> <p>番号事項 (略)</p> <p>二五―〇の系列 自己啓発等休業 二六―〇の系列 配偶者同行休業</p>	<p>規則は、次のように分類する。</p> <p>番号事項 (略)</p> <p>二五―〇の系列 自己啓発等休業</p>

○ 人事院規則一―二（用語の定義） 新旧対照表（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 「配偶者同行休業法」とは、「国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）」をいう。</p> <p>十八〇二十九（略）</p>	<p>規則中次に掲げる用語は、別段の定めのある場合を除き、それぞれ次の意味に用いる。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十七〇二十八（略）</p>

改正後		改正前	
<p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（特定独立行政法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法若しくは配偶者同行休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。</p> <p>別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一〇十八（略）</p> <p>十九 配偶者同行休業</p>		<p>第二条 この規則において「人事管理文書」とは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第四項に規定する行政文書又は同条第五項に規定する法人文書（特定独立行政法人に係るものに限る。）のうち、法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法若しくは自己啓発等休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則に定める事項の実施に関するものをいう。</p> <p>別表 人事管理文書の保存期間（第三条関係） 一〇十八（略） （新設）</p>	
配偶者同	第三条第一項又は第	配偶者同行休	三年
人事管理文書の区分		基準日	保存期間

二十
(略)

た
日

十九
(略)

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法若しくは配偶者同行休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一号）に基づく人事院の所管の手続等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手続等」という。）を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととしている法、給与法、補償法、派遣法、法人格法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法若しくは自己啓発等休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）又はこれらの法律に基づく規則若しくは国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一号）に基づく人事院の所管の手続等（次項、次条第一項第三号及び第三条において「人事院所管手続等」という。）を、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行われ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令に特別の定めのある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>2 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法、自己啓発等休業法又は配偶者同行休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 法、給与法、補償法、派遣法、育児休業法、勤務時間法、任期付研究員法、倫理法、官民人事交流法、任期付職員法、法科大学院派遣法、留学費用償還法又は自己啓発等休業法（これらの法律を改正する法律を含む。）に基づく規則に定める人事院の所管の手続（以下「人事関係手続」という。）を簡素かつ効率的に行うことができるものとして人事院が設計及び開発を行った総合的情報システム（以下「人事・給与関係業務情報システム」という。）を使用する場合の人事関係手続の特例については、この規則の定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>（職員福祉局の所掌事務）</p> <p>第十三条 職員福祉局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>四 配偶者同行休業に関すること。</p> <p>五 十二（略）</p> <p>（職員福祉課の所掌事務等）</p> <p>第二十条 職員福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>十 配偶者同行休業に関する制度の企画及び立案並びに法令の実施に関すること。</p> <p>十一・十二（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（第一課の所掌事務）</p> <p>第八十一条 第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 勤務時間等、保健、レクリエーション、安全保持、厚生、育児休業等、配偶者同行休業、自己啓発等休業及び災害補償等に関すること。</p>	<p>（職員福祉局の所掌事務）</p> <p>第十三条 職員福祉局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四 十一（略）</p> <p>（職員福祉課の所掌事務等）</p> <p>第二十条 職員福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>十 十一（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（第一課の所掌事務）</p> <p>第八十一条 第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 勤務時間等、保健、レクリエーション、安全保持、厚生、育児休業等、自己啓発等休業及び災害補償等に関すること。</p>

二・三 (略)

(総務課の所掌事務)

第八十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 勤務時間等、育児休業等、配偶者同行休業、自己啓発等休業、服務、懲戒、職員団体及び災害補償等に関する
こと(調査課の所掌に属するものを除く)。

四〇六 (略)

二・三 (略)

(総務課の所掌事務)

第八十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 勤務時間等、育児休業等、自己啓発等休業、服務、懲戒、職員団体及び災害補償等に関する
こと(調査課の所掌に属するものを除く)。

四〇六 (略)

改正後	改正前
<p>（選考による職員の採用）</p> <p>第十八条 任命権者は、補充しようとする官職が、試験対象官職（規則八一―一八第三条第二項の規定による採用試験の対象となる官職をいう。以下この条及び第四十七条第二項において同じ。）のうち次に掲げる官職である場合には、選考により職員を採用することができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 配偶者同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする官職</p> <p>八（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（選考による採用の報告）</p> <p>第二十四条 任命権者は、第十八条第一項第三号、第六号又は第七号の規定により選考による採用を行った場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。</p> <p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条 任命権者は、いつでも併任を解除することができるがで</p>	<p>（選考による職員の採用）</p> <p>第十八条 任命権者は、補充しようとする官職が、試験対象官職（規則八一―一八第三条第二項の規定による採用試験の対象となる官職をいう。以下この条及び第四十七条第二項において同じ。）のうち次に掲げる官職である場合には、選考により職員を採用することができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>（新設）</p> <p>七（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（選考による採用の報告）</p> <p>第二十四条 任命権者は、第十八条第一項第三号又は第六号の規定により選考による採用を行った場合には、その旨を人事院に報告しなければならない。</p> <p>（併任の解除及び終了）</p> <p>第三十七条 任命権者は、いつでも併任を解除することができるがで</p>

きる。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、併任は、当然終了するものとする。

一〇九 (略)

十 職員が配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業の承認を受けた場合

十一 (略)

きる。

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、併任は、当然終了するものとする。

一〇九 (略)

(新設)

十 (略)

改正後	改正前
<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 配偶者同行休業（配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>九（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。</p>	<p>第五条 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の俸給は、日割計算により支給する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八（略）</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業をし、又は停職にされている職員が、俸給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の俸給をその際支給する。</p>

改正後	改正前
<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第八十条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>255 （略）</p>	<p>（返納の事由及び額等）</p> <p>第十九条の二 給与法第十二条第七項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ、法第八十条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。</p> <p>四 （略）</p> <p>255 （略）</p>

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三〇五 (略)

第十九条の四 (略)

2 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ

第十九条の三 (略)

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等、新幹線鉄道等又は橋等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第一項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第一号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

一 (略)

二 法第百八条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、規則一一―四第三条第一項第一号から第四号までの規定により休職にされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

三〇五 (略)

第十九条の四 (略)

2 月の中途において法第七十九条の規定により休職にされ

、法第八十二条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3
(略)

、法第八十二条の六第一項ただし書に規定する許可を受け、派遣法第二条第一項の規定により派遣され、育児休業法第三条の規定により育児休業をし、交流派遣をされ、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣され、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第八十二条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3
(略)

改正後	改正前
<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をしている職員</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間</p> <p>五（略）</p> <p>六 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業法第十六条の規定により読み替</p>	<p>（期末手当の支給を受ける職員）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（期末手当に係る在職期間）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一〇三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四（略）</p> <p>五 育児休業法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員又は育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業法第十六条の規定により読み替</p>

えられた給与法第六条の二に規定する算出率をいう。第十一条第二項第六号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条（略）

一 休職にされている者（第五条第二項第五号イの休職者を除く。）

二 第一条第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号のいずれかに該当する者

三〇五（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

2（略）

一〇三（略）

四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

五 休職にされていた期間（第五条第二項第五号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）

六〇十二（略）

えられた給与法第六条の二に規定する算出率をいう。第十一条第二項第五号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条（略）

一 休職にされている者（第五条第二項第四号イの休職者を除く。）

二 第一条第三号から第五号まで、第八号及び第十号のいずれかに該当する者

三〇五（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条（略）

2（略）

一〇三（略）

（新設）

四 休職にされていた期間（第五条第二項第四号イに掲げる期間並びに同号ロ及びハの休職の期間のうち人事院の定める期間を除く。）

五〇十一（略）

改正後	改正前
<p>（特別職国家公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第十一条 留学費用償還法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第三条第三項の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第三条第一項、裁判所職員臨時措置法において準用する配偶者同行休業法第三条第一項、国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）第三条第一項、配偶者同行休業法第十一条において準用する配偶者同行休業法第三条第一項若しくは地方公務員法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業をした期間又は法人の就業規則等の定めによる外国に住所若しくは居所を定めて滞在する配偶者と当該住所若しくは居所において生活を共にするための休業をした期間</p>	<p>（特別職国家公務員等となった者に関する特例）</p> <p>第十一条 留学費用償還法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する留学費用償還法第三条第三項の人事院規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>（休職の場合）</p> <p>第三条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職にすることができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したとき、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員が職務に復帰したとき、官民人事交流法第十三条第三項の規定により官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣元機関の長が同項に規定する交流派遣職員をその部内の機関に属する官職に就けようとしたとき若しくは同項に規定する交流派遣職員（官民人事交流</p>	<p>（休職の場合）</p> <p>第三条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを休職にすることができる。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>2 法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第八十条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員（以下「専従休職者」という。）が復職したとき、派遣法第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したとき、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業をした職員が職務に復帰したとき、官民人事交流法第十三条第三項の規定により官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣元機関の長が同項に規定する交流派遣職員をその部内の機関に属する官職に就けようとしたとき若しくは同項に規定する交流派遣職員（官民人事交流</p>

法第七条第一項の規定による要請の際に人事院の職員であつたものに限る。)が職務に復帰したとき、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したとき、自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したとき又は配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

(臨時的職員の特例)

第九条 臨時的職員は、法第七十八条各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合、規則八―一二(職員の任免)第三十九条第一項各号に該当する事由がなくなつた場合、育児休業法第七条第一項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合又は配偶者同行休業法第七条第一項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。

法第七条第一項の規定による要請の際に人事院の職員であつたものに限る。)が職務に復帰したとき、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したとき又は自己啓発等休業法第二条第五項に規定する自己啓発等休業をした職員が職務に復帰したときにおいて定員に欠員がない場合についても、同様とする。

(臨時的職員の特例)

第九条 臨時的職員は、法第七十八条各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合、規則八―一二(職員の任免)第三十九条第一項各号に該当する事由がなくなつた場合又は育児休業法第七条第一項に規定する臨時的任用の事由がなくなつた場合には、いつでも免職することができる。

改正後	改正前
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 育児休業法第七条第一項又は配偶者同行休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）第一条第三号から第五号まで、第十号又は第十一号に掲げる職員（同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間</p> <p>三 休職にされていた期間（規則九一四〇第五条第二項第五号イからハまでに掲げる期間を除く。）</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第三条 育児休業法第三条第一項の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 規則九一四〇（期末手当及び勤勉手当）第一条第三号から第五号まで又は第十号に掲げる職員（同条第四号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）として在職した期間</p> <p>三 休職にされていた期間（規則九一四〇第五条第二項第四号イからハまでに掲げる期間を除く。）</p>

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十七条 育児休業法第十二条第一項の人事院規則で定める

職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第七条第一項又は配偶者同行休業法第七条

第一項の規定により任期を定めて採用された職員

二 (略)

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第十七条 育児休業法第十二条第一項の人事院規則で定める

職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第七条第一項の規定により任期を定めて採

用された職員

二 (略)